

1. 新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定

修正・追記内容《ガイドライン本文 P. 3～、P. 42～、P. 82～》

- ・「学校における感染症対策」の記載内容更新（学校保健安全法施行規則改正内容反映）
- ・「別添 1 具体的な感染症と主な対策」に新型コロナウイルス感染症を追加「登園のめやす」を記載

【新型コロナの登園のめやす】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」である。

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

- ・「別添 4 医師の記入する意見書」に新型コロナウイルス感染症を追加

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新～コラム等の修正及び追記

修正・追記内容《ガイドライン本文 P. 6～、P. 23～、P. 31～》

- ・「感染経路別対策」に新型コロナウイルス感染症を追記
- ・5類移行に伴う基本的な感染対策の見直しを踏まえた、新型コロナウイルス感染症に関するコラムの記載修正・追加

3. その他時点更新

修正・追記内容《ガイドライン本文 P. 25-26》

- ・「図 5 予防接種スケジュール」の更新
- ・「表 2 日本において小児への接種可能な主なワクチンの種類」の更新